エコマーク商品類型試案

# 「時計 Version1.0」(認定基準公開案)

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

## １．環境的背景

時計は、ウオッチとクロックに分類され、社団法人日本時計協会によるとウオッチの世界生産量は約 13 億個前後、クロックの世界生産量は約 3～4 億個程度と推定されている。時計の主な生産国は、日本、中国などのアジア地域、スイスなどのヨーロッパ地域が挙げられる。

ウオッチは、消費者に複数個保有されており日常あまり使わないが捨てずに保有されている製品は多いと考えられる。このため、長期間使用せず保有されていても電池交換せずに直ぐ使える自然エネルギー源による自己発電などの電源普及が課題となっている。
エコマーク商品類型 No.71「ソーラセル(太陽電池)システムにより駆動する時計」は 1996 年に制定され、使用済廃棄電池の抑制、有害物質の削減なども含めた観点でのクリーンなエネルギー源による製品として、駆動システムがソーラセル（太陽電池）である時計を採り上げていた。本商品類型を見直すにあたり、資源採取からリサイクルまで商品のライフサイクル全体を通して環境に配慮した時計をウオッチ、クロック全般に採り上げることとした。しかしながら、原材料に関わる環境負荷の大部分は、差別化の困難な部品であるムーブメントの製造に由来しているため、本商品類型では主に駆動システムのエネルギー源に着目することとした。具体的にはソーラセル以外の自然エネルギー源についても新たに対象とし、電源のクリーン化を図ることとした。また、一次電池式の時計についても、省エネルギー性能を向上した製品もあることから環境負荷低減につながるものとして本商品類型で新たに採り上げることとした。

## ２．対象

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「時計」のうち、「ウオッチ完成品」および「クロック完成品」

## ３．用語の定義

| | |
|---|---|
| ウオッチ | どんな向きでも作動し、かつ携帯することを目的とした時計。 |
| クロック | 一定の向きに置いたり、掛けたりして使用する時計。 |
| 自然エネルギー | 一次電池や交流電源などから得られるエネルギーではない、太陽光、体温、手の動きなどを利用したエネルギー。太陽光発電、熱発電、自動巻／手巻式発電、自動巻／手巻式ぜんまい駆動などが含まれる。 |
| 駆動システム | 発電式は発電システム、ぜんまい駆動式は動力源部をいう。 |
| 処方構成成分 | 製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。 |
| キャパシター | 繰返し充放電が可能な物理現象を利用した電源用部品。 |

## ４．認定の基準

### 4-1　環境に関する基準

製品は 4-1-1 の全ての項目を満足すること。また、使用しているエネルギー源に基づき 4-1-2 の A または B の項目を満足すること。更に 4-1-3 に規定の包装を含む製品にあっては該当する

全ての項目を満足すること。

4-1-1 共通基準

(1)製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などへの違反が過去5年間無いこと。

(2)溶剤は、製品の最終組立段階において、別表1に掲げる特定フロン（CFC5種)、その他CFC、四塩化炭素、トリクロロエタンの使用がないこと、代替フロン（ここではHCFCをさす）の排出がないこと。

(3)製品、電池およびキャパシターは、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、およびそれらの化合物、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)、塩素化パラフィン（鎖状炭素数が10ー13で含有塩素濃度が50%以上）を処方構成成分として添加していないこと。ただし、EUの「電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS)」2002/95/ECにおける付属書「第4条(1)の要求事項から除外される鉛、水銀、カドミウムおよび六価クロムの用途」、および「特定の危険物質を含有する電池および蓄電池に関する指令」91/157/EECに準じ、当該物質の含有を認めるものとする。

(4)25g以上のプラスチック材料は、ハロゲン系元素で構成されている樹脂を使用しないこと。また、有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。ただし、プリント基板は本項目を適用しない。

(5)修理などの対応体制が、製品の製造中止後7年以上整っていること。

(6)点検および修理の受託体制が整備され、利用者の依頼に応じて点検および修理を行っていること。

4-1-2 エネルギー源に関する基準

製品のエネルギー源は自然エネルギーまたは一次電池とすること。自然エネルギーをエネルギー源とする製品は A.の基準をすべて満足すること。一次電池をエネルギー源とする製品はB.の基準をすべて満足すること。

A. 自然エネルギーをエネルギー源とする製品

(7)通常使用の場合、駆動システムの主要部品の保全寿命が7年間確保されていること。

B. 一次電池をエネルギー源とする製品

(8)日本工業規格JIS B 7026による時計の電池寿命がウオッチは7年、クロックは5年以上であること。

4-1-3 包装材料に関する基準

(9)包装材料は、別表1に掲げる特定フロン（CFC5種)、その他CFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（ここではHCFCをさす）を使用しないこと。

(10)包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

4-2 品質に関する基準

(11)ウオッチは日本工業規格JIS B 7021に適合すること。

(12)2次電池またはキャパシターを用いる製品は過充電防止機能が搭載されていること。一次電池が組み込まれても機能しない構造となっていること。
ぜんまい駆動の巻上げ機構には過巻上げ防止機能が搭載されていること。

(13)自然エネルギー源を用いる製品について、充電システムを用いる場合はフル充電された状態において、駆動システムが作動しない場所に1週間放置された状態でも正常な駆動が保証されていること。
ぜんまい駆動システムを用いる場合は、フル巻上げ状態において、巻上げシステムが作動しない状態に36時間放置された状態でも正常な駆動が保証されていること。

(14)製品の精度は、水晶時計の場合は月差±４５秒以内、機械時計の場合は日差±60秒以内であること。

5．認定基準への適合の証明方法

(1)認定基準 4-1(1)については、工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去 5 年間遵守し、違反などのないことについて、製品を製造する責任者の発行する自己証明書を提出すること。また、製品を製造する工場に PRTR 法の適用があり、対象となる物質（第一種指定化学物質）を法律で報告義務を定めた規定量以上使用している場合は、製品を製造する責任者が、物質ごとの排出量および移動量を記載した証明書を発行し、提出すること。

(2)認定基準 4-1(2)については、製品を製造する責任者の発行する証明書を提出すること。

(3)認定基準 4-1(3)および(4)については、該当物質の添加の有無記載のリストを提出すること。

(4)認定基準 4-1(5) については、基準項目に従っていることの証明書を提出すること。

(5)認定基準 4-1(6)については、製品利用者の依頼に応じて点検、修理を行うことに関する証明書を提出すること。

(6)認定基準 4-1(7)については、責任者が発行する証明書を提出すること。

(7)認定基準 4-1(8)については、責任者が発行する寿命の証明書を提出すること。

(8)認定基準 4-1(9)については、責任者の発行する証明書を提出すること。

(9)認定基準 4-1(10)については、包装に使用されるプラスチック材料のリストに、原料の製造事業者名、ハロゲンを含む樹脂および有機ハロゲン化合物の添加の有無を明記した責任者の発行する証明書を提出すること。

(10)認定基準 4-2(11)については、JIS B 7021 への適合を宣言する証明書を提出すること。

(11)認定基準 4-2(12)については、充電システムには過充電防止機能が搭載されていること、一次電池が組み込まれても機能しない構造になっていることを説明する資料を提出すること。

ぜんまい駆動システムの巻上げ機構には過巻上げ防止機能が搭載されていることを説明する資料を提出すること。

(12)認定基準 4-2(13)については､充電式の場合はフル充電から駆動システムが作動しない場所に 1 週間放置された状態で正常駆動することの試験結果、ぜんまい駆動システムを用いる時計の場合は、フル巻上げ状態において、巻上げシステムが作動しない状態に 36 時間放置された状態でも正常駆動することを宣言する証明書を提出すること。

(13) 認定基準 4-2(14)については、水晶時計は JIS B 7025、機械時計は JIS B 7001 の 6.に基づき、基準値への適合を宣言する証明書を提出すること。

6．その他

(1)商品区分はウオッチ/クロック毎、エネルギー源毎および、機種毎またはシリーズ機毎とする。

(2)マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの表示を矩形枠で囲んだものとし、自然エネルギーをエネルギー源とする製品は「自然エネルギー」、一次電池をエネルギー源とする製品は「電池寿命が長い」と記載すること。

エコマーク商品類型 No.71「ソーラセル(太陽電池)システムにより駆動する時計」の認定商品の既契約期間中に生産された在庫品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、原則として新契約日から 1 年間を期限として、これまでどおりのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

以下に例を示す。

[自然エネルギーをエネルギー源とする場合]　[一次電池をエネルギー源とする場合]

ちきゅうにやさしい
自然エネルギー
エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号
（株）××××（エコマーク使用契約者名）

ちきゅうにやさしい
電池寿命が長い
エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号
（株）××××（エコマーク使用契約者名）

(3)エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第 7 条」に従い、使用すること。

(4)申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。

2005 年 5 月　1 日　制定予定
2010 年 4 月 30 日　有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定または商品類型の廃止を行うものとする。

別表１

## 4-1-1(2),4-1-3(10)に規定する物質

| | |
|---|---|
| 特定フロン（CFC５種） | トリクロロフルオロメタン |
| | ジクロロジフルオロメタン |
| | トリクロロトリフルオロエタン |
| | ジクロロテトラフルオロエタン |
| | クロロペンタフルオロエタン |
| その他のCFC | クロロトリフルオロメタン |
| | ペンタクロロフルオロエタン |
| | テトラクロロジフルオロエタン |
| | ヘプタクロロフルオロプロパン |
| | ヘキサクロロジフルオロプロパン |
| | ペンタクロロトリフルオロプロパン |
| | テトラクロロテトラフルオロプロパン |
| | トリクロロペンタフルオロプロパン |
| | ジクロロヘキサフルオロプロパン |
| | クロロヘプタフルオロプロパン |
| | 四塩化炭素 |
| | 1,1,1-トリクロロエタン |
| 代替フロン（HCFC） | ジクロロフルオロメタン |
| | クロロジフルオロメタン |
| | クロロフルオロメタン |
| | テトラクロロフルオロエタン |
| | トリクロロジフルオロエタン |
| | ジクロロトリフルオロエタン |
| | クロロテトラフルオロエタン |
| | トリクロロフルオロエタン |
| | ジクロロジフルオロエタン |
| | クロロトリフルオロエタン |
| | ジクロロフルオロエタン |
| | クロロジフルオロエタン |
| | クロロフルオロエタン |
| | ヘキサクロロフルオロプロパン |
| | ペンタクロロジフルオロプロパン |
| | テトラクロロトリフルオロプロパン |
| | トリクロロテトラフルオロプロパン |
| | ジクロロペンタフルオロプロパン |
| | クロロヘキサフルオロプロパン |
| 代替フロン（HCFC） | ペンタクロロフルオロプロパン |
| | テトラクロロジフルオロプロパン |
| | トリクロロトリフルオロプロパン |
| | ジクロロテトラフルオロプロパン |
| | クロロペンタフルオロプロパン |
| | テトラクロロフルオロプロパン |
| | トリクロロジフルオロプロパン |
| | ジクロロトリフルオロプロパン |
| | クロロテトラフルオロプロパン |
| | トリクロロフルオロプロパン |
| | ジクロロジフルオロプロパン |
| | クロロトリフルオロプロパン |
| | ジクロロフルオロプロパン |
| | クロロジフルオロプロパン |
| | クロロフルオロプロパン |

解　説　　　　　　　「時計 Version1.0」認定基準(案)

2005 年 5 月 1 日制定予定

1. 対象について

エコマーク商品類型 No.71「ソーラーセル(太陽電池)システムにより駆動する時計」は、ウオッチ、クロックに関する対象を限定するものではなかったが、エコマーク認定商品はウオッチのみであった。本商品類型では、ウオッチ、クロックとも対象とすることを明確に記述し、駆動システムを太陽電池以外のものに拡大した。

時計に付属する機能として電子卓上計算機能、メモ帳機能などがあり、多機能機であることが、他の機能のために製造される製品（物質）を削減することにつながるとして時計の多機能化について意見が挙げられた。時計機能の主／従の境界が困難であること、評価が複雑になることなど課題が多く、本商品類型では審査しないこととした。ただし、明らかに時計ではない製品として販売される、ビデオデッキ、電話などに付属している時計機能については、主たる機能であるビデオ録画･再生機能、通信機能などに関する商品類型で扱うべきであり、本商品類型の対象外とした。

2. 用語の定義について

自然エネルギーの定義について、本商品類型では時計を想定することから認定基準策定時に実用化されている太陽光、体温または手の動きを利用した発電式を採り上げることとした。他の発電方式については未評価となるため、具体事例が出た場合、あらためてワーキンググループおよび審査委員会で検討することとする。発電式の他、ぜんまい駆動式についても採り上げることとした。

3. 認定の基準について

3-1　環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては､商品ライフステージ環境負荷項目選定表を使い､環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷項目を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、選定された項目について定量的な基準が策定される。

商品類型「時計」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ環境負荷項目選定表に示したとおり（表中○印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、B−4、B−5、B−6、C−3、C−8、D−1、D−9 および E−8（表中◎印）である。なお、表中の [網掛け] 印の欄は、検討対象とならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表　ライフステージ環境負荷項目選定表および検討対象とされた負荷項目

| 環境負荷項目 | 商品のライフステージ | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | A. 資源採取 | B. 製造 | C. 流通 | D. 使用消費 | E. 廃棄 | F. リサイクル |
| 1.資源の消費 | ○ | [網掛け] | ○ | ◎ | [網掛け] | [網掛け] |
| 2.地球温暖化影響物質の排出 | ○ | ○ | [網掛け] | [網掛け] | [網掛け] | [網掛け] |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 3.オゾン層破壊物質の排出 | | ◎ | ◎ | | | |
| 4.生態系への影響 | | ◎ | | | | |
| 5.大気汚染物質の排出 | | ◎ | | | | |
| 6.水質汚濁物質の排出 | | ◎ | | | | |
| 7.廃棄物の発生・処理処分 | | | | | ○ | ○ |
| 8.有害物質などの使用・排出 | | | ◎ | | ◎ | |
| 9.その他の環境負荷 | ○ | | | ◎ | | |

A　資源採取段階

A－1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)原材料に再生材料を使用していること

(1)については、時計が精密機械であり、使用材料も少なく長寿命で、消費者が複数個所有しあまり捨てられていないという製品特性から、リサイクルに不向きな製品であると判断し、3R の上位概念である「長寿命化」を図ることとして、本項目を基準を策定する項目として選定しなかった。

A－2（地球温暖化影響物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)資源採取におけるエネルギ消費ならびに二酸化炭素排出量が少ないこと

時計は主な材料としてプラスチックや金属を使用しており、これらを比較するという意見も挙げられたが、エコマーク事業では異なる素材間の比較による差別化は行っておらず、本項目を基準を策定する項目として選定しなかった。

A－9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1)製品添付書類の古紙配合など

(1)については、時計における添付書類が A3 用紙 1 枚程度の説明書、および保証書類が主であることから、使用紙量は機械類の中では少ないと方向付けた。また、時計は海外生産が多く、生産地域によっては再生紙を入手することができない。エコマークの他の商品類型では、海外生産品に古紙の利用を基準化し、日本から再生紙を運搬する事例、製品を日本に輸入後開梱し、再生紙により製作された添付書類を追加梱包するなどの事例もある。本商品類型では、時計の添付書類の再生紙化により低減を期待できる環境保全効果、作業量・コストを勘案した結果、他の環境負荷項目に力点を置くことが効率的であると判断し、基準を策定する項目として選定しないこととした。

B－2（地球温暖化影響物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)時計製造時の化石燃料の使用が少ないこと

時計製造時のエネルギ消費量の削減は、地球温暖化影響物質の排出量削減につながるものであるが、技術的な差別化が難しく、エコマーク認定基準として設定することは難しい。

従って、基準を策定する項目として選定しなかった。

B－3（オゾン層破壊物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)製造にあたって、フロンなどの有害物質を使用していないこと |

時計製造におけるオゾン層破壊物質は、一部の基板などに代替フロンを使用している。直ちに全廃は難しいとのことから、今回は代替フロンについて排出のないこととし、特定フロンなどについては使用のないこととして基準を策定する項目として選定した。

B－4（生態系への影響）

本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること<br>(2)「毒物及び劇物取締法」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」などの化学物質取扱に関する法律の規則を遵守していること。 |

本項目については、土壌汚染などの観点が挙げられ、B－5 項で一括して検討した。

B－5（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること<br>(2)「毒物及び劇物取締法」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」などの化学物質取扱に関する法律の規則を遵守していること。 |

本項目については、製造工程からの大気汚染物質などの発生・排出は、極力抑える必要があると判断され、基準を策定する項目として選定した。

なお、本項目は、大気汚染物質だけでなく、水質汚濁物質や振動・騒音・悪臭、その他の有害物質の排出についても、同じ考え方から該当する地域の協定、条例、法律などの基準に従うこととして適用する。

B－6（水質汚濁物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること<br>(2)「毒物及び劇物取締法」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」などの化学物質取扱に関する法律の規則を遵守していること。 |

本項目については、B－5 項において一括して検討したため省略する。

C－1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)簡易包装 |

(1)については、簡易包装に関し、普及価格品に対し業界ガイドラインで既に包装にお

ける環境への配慮を促している。高級品では保管用箱などが製品の一部として提供されており「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法)」上も容器包装とはみなされないことから、本項目を基準を策定する項目として選定しなかった。

C－3（オゾン層破壊物質の排出）
本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)包装材料への特定フロン（CFC5 種）などの使用禁止について |

(1)については、一部のクロックの包装材料に発泡スチロールなどを使用している。現在、発泡剤としてフロンを用いるものはほとんどないと考えられるが、本項目を基準を策定する項目として選定した。

C－8（有害物質などの使用･排出）
本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)包装への環境配慮について（有害物質） |

(1)については、廃棄時の有害物質排出削減の観点から、プラスチック製包装材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこととし、本項目を基準を策定する項目として選定した。

D－1（資源の消費）
本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)駆動システムに自然エネルギーシステムを使用していること、または一次電池を使用していること（一次電池を使用しないこと）<br>(2)駆動エネルギ源の寿命<br>(3)一次電池を使用するものは、使用時のエネルギ消費が少ないこと<br>(4)消費者が複数個の時計を所有しているため、一次電池を使用するものは、不使用時の電池消耗防止を考慮すること<br>(5)製品が長寿命であること |

(1)については、これまでエコマーク商品類型 No.71「ソーラセル(太陽電池)システムにより駆動する時計」として駆動システム電源が太陽電池である時計を採り上げており、これを元に、現在一般的に普及している一次電池式の時計に対して、エコマーク商品として太陽電池採用の継続、太陽電池以外に製品化されている自然エネルギー源、一次電池式の時計における環境負荷低減方策の採否について見直し作業を進めた。また、時計に関するライフサイクルアセスメント分析はほとんど行われておらず、自然エネルギーにより駆動する時計と一次電池により駆動する時計はムーブメントの基本構造が同じであることから、比較検討製品間の大きな差異である駆動システムの電源および電池交換に注目して検討した。電池交換では、定性的なコスト比較分析手法により方向付けを行い、電池交換による環境負荷は、時計全体の負荷に占める割合として大きいと考えられると判断した。駆動システムの電源については、電池の主要な原料資源の持続性、および電池製造工場におけるエネルギー消費量および廃棄物発生量を検討した結果、太陽電池は製造時のエネルギー消費量が高いものの、技術的に発展途上であり今後の普及によって負荷低減が期待できること、電池交換が不要なこと、原料となるシリコンが豊富なことを考慮すると総合的に環境

負荷が低くなる可能性があり、エコマークで採り上げる意義があると判断した。一次電池は１個あたりの製造時の消費エネルギーが低いものの、電池使用個数が太陽電池に比べて多く、電池交換により負荷が増大するので、一次電池式時計の電池寿命の長大化を図ることとして、本商品類型で新たに採り上げる意義があると判断した。

太陽電池以外に製品化されている自然エネルギーについては、発電式およびぜんまい駆動式を採り上げることとした。両方式のエネルギー源は、体温および手の動きを採り上げることとした。なお、手巻式およびぜんまい駆動式について、自然エネルギーに含めることに懐疑的な意見もあったが、ぜんまい駆動式電子調速時計が新しい技術であり、現在は手巻式がほとんどであるが、今後の技術の進歩により自動巻も増えていくと考えられ、エコマークで採り上げることによる技術進歩の促進効果を期待して、本商品類型では手巻式およびぜんまい駆動式を自然エネルギーに含むものとした。

(2)および(5)については、発電式の時計は長寿命であることが環境負荷低減の前提となることから、保全寿命について基準を策定する項目として選定した。

(3)、(4)および(5)については、電池交換の頻度削減が環境負荷低減に寄与することから、時計の消費電力量ではなく、電池の寿命に関し、基準を策定する項目として選定し、本商品類型設定時点での技術的トップランナー値を基準値とした。

D－2（地球温暖化影響物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)１次電池を使用しないこと<br>(2)駆動システムにソーラーシステムを使用していること |

(1)および(2)については、D-1項において一括して検討したため省略する。

D－9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)修理体制の整備<br>(2)計時以外の機能を有し、他の携帯情報機器の利用を不要とすること |

(1)については、時計のさらなる長期使用化にあたって重要な事項であり、資源の消費削減をはじめとするさまざまなライフサイクル段階での環境負荷の軽減に有効である。従って本項目を基準を策定する項目として選定した。特に長期使用化を考慮して「点検」に関する体制整備の規定も併せて設定し、さらに(社)日本時計協会の取組を参考に、製品製造打ち切り後の部品供給可能期間についても７年間として具体的な期間を設定した。なお、エコマーク商品認定･使用申込者が､申込者自身ではない別の事業者に修理作業を委託する場合も認めるものとする。審査にあたっての具体的な判断は、他の商品類型では消費者への情報提供などを材料に行うが、時計は時計製造事業者とまったく異なる第三者の修理事業者が一般的に存在するため､エコマーク商品認定･使用申込者の修理体制の整備状況などから判断することとし、消費者への情報提供を強く打ち出さないことで第三者の修理事業者への公平性に配慮した。

(2)については「1.対象について」で記述したとおり、本項目は基準を策定する項目として選定しなかった。

E－7（廃棄物の発生･処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)安価な使い捨て製品の廃棄方法が確立していること |

(1)については、駆動システムのエネルギー源に関する基準項目、修理体制に関する基準項目を設定することで代替できると判断され、基準を策定する項目として選定しなかった。

E−8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)欧州の化学物質規制「RoHS 指令」で禁止される水銀、鉛、六価クロム、カドミウム、ポリ臭化ジフェニール、ポリ臭化ジフェニルエーテルの 6 有害化学物質は使用しないこと<br>(2)有害物質の含有量が一定値以下であること<br>(3)二次電池に水銀、カドミウムなどの有害物質を使用しないこと<br>(4)重金属が流れ出すなど、有害物質の放出がないこと<br>(5)一次電池を使用しないものは、廃棄時の有害物質排出量が少ないこと<br>(6)歯車の潤滑油に難分解性の化学物質を使用しないこと |

(1)、(2)および(3)については、欧州で有害物質規制として定められた「RoHS 指令」に合わせて有害物質管理を進めるべきであるとの意見があり、対象物質を選定した。製品への有害物質の含有に関しては、処方構成成分として添加していないこととし、本項目を基準を策定する項目として選定した。ハロゲン系元素で構成される樹脂および有機ハロゲン化合物は、原則、使用を認めないこととしたが、プリント基板およびコード類の被覆で使用している可能性がある。汎用性のある代替部品がないため、パーソナルコンピュータなどの商品類型ではハロゲン系元素で構成される樹脂および有機ハロゲン化合物の使用を認めている。部品数の多い製品における証明書の複雑化を防ぐ観点からも、本商品類型においても 25g 未満の部品に限り除外事項として使用を認めることとした。

(4)および(5)については、製品への使用の観点と併せて検討したため、省略する。

(6)については、潤滑油の使用量が極めてわずかで長期間使用される製品であるため、環境への影響は小さいと判断され、本項目を基準を策定する項目として選定しなかった。なお今後は、時計製造時業者における自主的な取組として、発がん性、蓄積性などの低い物質を使用し、生態系への影響に一層の配慮を行うことが重要である。

F−7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

| |
|---|
| (1)一次電池の回収・リサイクルシステムが確立していること<br>(2)中級以上の製品のリサイクルシステムが確立していること |

(1)については、一般廃棄物として自治体が収集する電池の処分に関し、時計製造事業者のコントロールできない部分が多く、社会システムに関わる問題なので、本項目は基準を策定する項目として選定しなかった。

(2)については、時計の部品が非常に小さいため、リサイクルによる利点よりも分別などに伴う負荷の方が高いと考えられること、時計の廃棄までの期間が長いため、その間に新技術による新製品が生産されていることが多く、新旧製品の部品に互換性が無いことから、製品としてリサイクルに馴染まず、本項目は基準を策定する項目として選定しなかった。

| エコマーク商品類型<br>No.XXX 時計 Version1.0 |
|---|

# 付属証明書

年　　月
（社名）

| 申込ブランド名<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
|---|

**印**（社印を捺印）

＜付属証明書の作成方法＞
1．申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載して下さい。
「記入欄」に網かけがある「項目」は記入不要です。
2．「添付証明書」欄の各証明書を用意して下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定・使用申込時に提出して下さい。
「添付証明書」に網かけのある「項目」は、添付証明書の提出は不要です。
3．各証明書の作成は（記入例）を参照して下さい。
4．「添付証明書」の作成は「添付証明書の発行者」欄を確認して下さい。

| 項目 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
|---|---|---|
| エコマーク表示有無（予定） | □ある<br>□製品／□包装／□カタログ・リーフレット<br>□取扱説明書／□その他（　　　　　　　）<br>□なし　（表示する場合は表示設計図のご提出が必要です。）<br>（該当する事項をチェックして下さい。） | 申込者 |
| エコマーク使用規定第3条<br>エコマーク表示予定箇所、マーク下段の環境情報表示 | 表示予定設計図の提出（書式自由・原稿） | |
| エコマーク使用規定第7条<br>エコマーク使用契約者名、認定番号の表示 | | |

| 項目 | 記入欄 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
|---|---|---|---|
| 製品を開発した会社 | □他社／□自社<br>（該当する事項をチェックして下さい） | 他社開発製品の場合、申込承諾書（記入例1） | 申込承諾者 |
| 本商品類型で、既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合 | ブランド名以外の変更が　□ある／□ない<br>（該当する事項をチェックして下さい）<br>(ブランド名以外変更がなければ、以下の項目の証明は不要です) | エコマーク商品認定審査結果通知書の写し<br>変更点についての認定基準に対する証明書(変更がある場合) | |

| 項目 | 記入欄 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象 | □ウオッチ完成品 ／□クロック完成品<br>- - - - -<br>製品のエネルギー源<br>□自然エネルギー ／□1 次電池<br><br>□自然エネルギーの場合<br>├→ □太陽光発電<br>├→ □熱発電<br>├→ □自動巻／手巻式発電<br>├→ □自動巻／手巻式ぜんまい駆動<br>└→ □その他（ ）<br><br>（該当する事項をチェックして下さい） | カタログ等を添付して下さい。 | |

4-1.環境に関する基準

4-1-1 共通基準 （必須）

| 項目 | 記入欄 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| --- | --- | --- | --- |
| (1)環境法規遵守 | | 証明書（記入例2） | 製品を製造する責任者 |
| (1)PRTR 第一種指定化学物質の規定量以上の使用 | 工場での第一種指定化学物質の使用有無<br>□使用あり／□使用なし<br>法律で定めた第一種指定化学物質の規定量以上の使用有無<br>□使用あり／□使用なし<br>工場への PRTR 法の適用有無<br>□適用あり／□適用なし<br><br>（該当する事項をチェックして下さい）<br>全て「あり」の場合は、右の添付証明書が必要です。 | 証明書（記入例3） | 製品を製造する責任者 |
| (2)溶剤 | | 証明書（記入例4） | 製品を製造する責任者 |
| (3)製品、電池およびキャパシター | | 証明書（記入例5） | 申込者または製造事業者 |
| (4)25g以上のプラスチック材料 | 25g以上のプラスチック材料の使用有無<br>□使用あり／□使用なし<br><br>（該当する事項をチェックして下さい）<br>ただし、プリント基板を除く。<br>「あり」の場合は、右の添付証明書が必要です。 | 証明書（記入例6） | 申込者または製造事業者 |
| (5)修理 | | 証明書類（取扱説明書などで補足可） | 申込者など |
| (6)点検および修理の受託体制 | | 証明書類（取扱説明書などで補足可） | 申込者など |

4-1-2 エネルギー源に関する基準　（必須）

| 項目 | 記入欄 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
|---|---|---|---|
| (7) 駆動システムの主要部品の保全寿命 | A. 自然エネルギーをエネルギー源とする製品<br>□該当する／□該当しない<br>（該当する事項をチェックして下さい）<br>「該当する」の場合は、右の添付証明書が必要です。 | 証明書類 | 申込者または製造事業者の責任者 |
| (8)電池寿命 | B. 1 次電池をエネルギー源とする製品<br>□該当する／□該当しない<br>（該当する事項をチェックして下さい）<br>「該当する」の場合は、右の添付証明書が必要です。 | 証明書類 | 申込者または製造事業者の責任者 |

4-1-3 包装材料に関する基準

| 項目 | 記入欄 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
|---|---|---|---|
| (9)フロン | 包装材料の使用有無<br>□使用あり／□使用なし<br>（該当する事項をチェックして下さい）<br>「あり」の場合は、右の添付証明書が必要です。 | 証明書（記入例7） | 申込者または製造事業者の責任者 |
| (10)プラスチック製の包装材料 | プラスチック製の包装材料の使用有無<br>□使用あり／□使用なし<br>（該当する事項をチェックして下さい）<br>「あり」の場合は、右の添付証明書が必要です。 | 証明書（記入例8） | 申込者または製造事業者の責任者 |

4-2　品質に関する基準

| 項目 | 記入欄 | 添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
|---|---|---|---|
| (11)品質 | □ ウオッチ ／□クロック<br>（該当する事項をチェックして下さい）<br>「ウオッチ」の場合は、右の添付証明書が必要です。 | 証明書（記入例9） | 申込者など |
| (12)品質 | ２次電池の使用有無<br>□使用あり／□使用なし<br>キャパシターの使用有無<br>□使用あり／□使用なし<br>（該当する事項をチェックして下さい）<br>ひとつでも使用ありの場合には、右の添付書類が必要です。 | 基準項目(過充電防止機能、1 次電池が組み込まれても機能しない構造)の適合性を説明する書類など | 申込者など |
| | □ぜんまい駆動システムの巻上げ機構(※)<br>□上記以外<br>（該当する事項をチェックして下さい）<br>（※に該当するの場合は、右の添付証明書が必要です。） | 基準項目(過巻上げ防止機能)の適合性を説明する書類など | |

<table>
<tr><td rowspan="2">(13)駆動の保証</td><td>□自然エネルギー源を用いる製品<br>├→□充電システムを用いる(※)<br>└→□充電システムを用いない<br>□上記以外<br><br>（該当する事項をチェックして下さい）<br>（※に該当する場合は、右の添付証明書が必要です。）</td><td>基準項目の適合性を説明する試験結果など</td><td rowspan="2">申込者など</td></tr>
<tr><td>□ぜんまい駆動システムを用いる場合(※)<br>□上記以外<br><br>（該当する事項をチェックして下さい）<br>（※に該当する場合は、右の添付証明書が必要です。）</td><td>基準項目の適合性を説明する宣言書など</td></tr>
<tr><td>(14)製品の精度</td><td>□　水晶時計　／　□機械時計<br><br>（該当する事項をチェックして下さい）</td><td>証明書（記入例10）</td><td>申込者など</td></tr>
</table>

記 入 例1

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込承諾者

# **申込承諾書**

当社（エコマーク認定）ブランド名（　　　　　）（認定番号（　　　　））を、（申込者）がブランド名（　　　　　　）として、エコマーク商品認定・使用申込を行うことを承諾します。

記 入 例 2

２００×年×月×日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

本証明書の発行日

○○株式会社
役職　○○　氏名○○　○○　印

証明書
発行者名

**＊発行者は、製品を製造する責任者**

# <u>環境法規遵守証明書</u>

*（申込商品最終工程の製造会社）*は*（申込商品名）*の製造にあたって、下記のことに適合していることを証明します。

記

製造工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを申込時より過去５年間（※）遵守していること。

関連法規　例　大気汚染防止法
水質汚濁防止法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
｝工場が該当する法律名を記載すること

○○県○○環境保全条例
○○市公害防止協定
｝工場の立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること

以上

（※）創業以来違反がないという内容でも結構です

<u>本証明書の発行日の有効期限は、製品のエコマークへの申込より３ヶ月程度とします。</u>

記 入 例 3

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○○株式会社
役職　○○　氏名○○　○○　印

証明書
発行者名

**＊発行者は、製品を製造する責任者**

# PRTR 法に基づく化学物質の排出量・移動量の報告

弊社は、「特定化学物質別の環境への排出量の把握等及び管理改善の促進に関する法律（PRTR 法)」に定める第一種指定化学物質のうち、下表の物質について、報告義務を定めた規定量以上使用しているため、その排出量および移動量を下記に報告します。

記

**単位： t /年**

| 政令番号（物質番号） | CAS No. | 物 質 名 | 申込商品への使用（有り／無し） | 大気への排出 | 公共水域への排出 | 土壌への排出 | **排出量の合計** | **移動量合計** |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| **合計** | | | | | | | | |

以上

記 入 例 4

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

〇〇株式会社
役職　〇〇　氏名〇〇　〇〇　印

証明書
発行者名

**＊発行者は、製品を製造する責任者**

# 適合証明書

製品の最終組立段階において、溶剤に下表に掲げる特定フロン（CFC5 種）、その他 CFC、四塩化炭素、トリクロロエタンの使用がないこと、および代替フロン（ここでは HCFC をさす）の排出がないことを証明します。

商品ブランド名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
型　　　　　式　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| | | | |
|---|---|---|---|
| 特定フロン（CFC5種） | トリクロロフルオロメタン | 代替フロン（HCFC） | クロロトリフルオロエタン |
| | ジクロロジフルオロメタン | | ジクロロフルオロエタン |
| | トリクロロトリフルオロエタン | | クロロジフルオロエタン |
| | ジクロロテトラフルオロエタン | | クロロフルオロエタン |
| | クロロペンタフルオロエタン | | ヘキサクロロフルオロプロパン |
| その他のCFC | クロロトリフルオロメタン | | ペンタクロロジフルオロプロパン |
| | ペンタクロロフルオロエタン | | テトラクロロトリフルオロプロパン |
| | テトラクロロジフルオロエタン | | トリクロロテトラフルオロプロパン |
| | ヘプタクロロフルオロプロパン | | ジクロロペンタフルオロプロパン |
| | ヘキサクロロジフルオロプロパン | | クロロヘキサフルオロプロパン |
| | ペンタクロロトリフルオロプロパン | | ペンタクロロフルオロプロパン |
| | テトラクロロテトラフルオロプロパン | | テトラクロロジフルオロプロパン |
| | トリクロロペンタフルオロプロパン | | トリクロロトリフルオロプロパン |
| | ジクロロヘキサフルオロプロパン | | ジクロロテトラフルオロプロパン |
| | クロロヘプタフルオロプロパン | | クロロペンタフルオロプロパン |
| | 四塩化炭素 | | テトラクロロフルオロプロパン |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | | トリクロロジフルオロプロパン |
| 代替フロン（HCFC） | ジクロロフルオロメタン | | ジクロロトリフルオロプロパン |
| | クロロジフルオロメタン | | クロロテトラフルオロプロパン |
| | クロロフルオロメタン | | トリクロロフルオロプロパン |
| | テトラクロロフルオロエタン | | ジクロロジフルオロプロパン |
| | トリクロロジフルオロエタン | | クロロトリフルオロプロパン |
| | ジクロロトリフルオロエタン | | ジクロロフルオロプロパン |
| | クロロテトラフルオロエタン | | クロロジフルオロプロパン |
| | トリクロロフルオロエタン | | クロロフルオロプロパン |
| | ジクロロジフルオロエタン | | |

以上

記 入 例5

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

〇〇株式会社　社印

証明書
発行者名

**＊発行者は、申込者または製造事業者**

# 化学物質に関する証明書

（*製品、電池およびキャパシター*）には、以下の物質を処方構成成分として添加していないことを証明します。

商品ブランド名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
型　　　式 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 物　質　名 | 添加有無 |
|---|---|
| 水銀　およびその化合物 | □添加なし ／ □あり |
| カドミウム　およびその化合物 | □添加なし ／ □あり |
| 鉛　およびその化合物 | □添加なし ／ □あり |
| 六価クロム　およびその化合物 | □添加なし ／ □あり |
| ポリ臭化ビフェニル(PBB) | □添加なし ／ □あり |
| ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE) | □添加なし ／ □あり |
| 塩素化パラフィン（鎖状炭素数が10〜13で含有塩素濃度が50%以上） | □添加なし ／ □あり |

※ただし、EU の「電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS)」2002/95/EC における付属書「第 4 条(1)の要求事項から除外される鉛、水銀、カドミウムおよび六価クロムの用途」、および「特定の危険物質を含有する電池および蓄電池に関する指令」91/157/EEC に準じる部分は本証明からは除く。

以上

記 入 例6

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

〇〇株式会社　社印

証明書
発行者名

**＊発行者は、申込者または製造事業者**

# プラスチック材料に関する証明書

25g 以上のプラスチック材料を以下に示します。以下に示すプラスチック材料には、ハロゲン系元素で構成されている樹脂を使用していないこと、及び有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないことを証明します。

商品ブランド名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
型　　　　　式　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 部品名 | ハロゲン系元素で構成されている樹脂の使用有無 | 有機ハロゲン化合物の添加有無 |
|---|---|---|
| | □使用なし ／ □あり | □添加なし ／ □あり |
| | □使用なし ／ □あり | □添加なし ／ □あり |
| | □使用なし ／ □あり | □添加なし ／ □あり |
| | □使用なし ／ □あり | □添加なし ／ □あり |
| | □使用なし ／ □あり | □添加なし ／ □あり |
| | □使用なし ／ □あり | □添加なし ／ □あり |
| | □使用なし ／ □あり | □添加なし ／ □あり |
| | □使用なし ／ □あり | □添加なし ／ □あり |

※　　ただし、プリント基板は除く。

以上

記 入 例 7

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

〇〇株式会社
役職　〇〇　　氏名〇〇　〇〇　印

証明書
発行者名

**＊発行者は、申込者または製造事業者の責任者**

# 適合証明書

申込商品の包装材料は、下表に掲げる特定フロン（CFC5 種）、その他 CFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（ここでは HCFC をさす）の使用がないことを証明します。

商品ブランド名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
型　　　　　式　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| | | | |
|---|---|---|---|
| 特定フロン（CFC5種） | トリクロロフルオロメタン | 代替フロン（HCFC） | クロロトリフルオロエタン |
| | ジクロロジフルオロメタン | | ジクロロフルオロエタン |
| | トリクロロトリフルオロエタン | | クロロジフルオロエタン |
| | ジクロロテトラフルオロエタン | | クロロフルオロエタン |
| | クロロペンタフルオロエタン | | ヘキサクロロフルオロプロパン |
| その他のCFC | クロロトリフルオロメタン | | ペンタクロロジフルオロプロパン |
| | ペンタクロロフルオロエタン | | テトラクロロトリフルオロプロパン |
| | テトラクロロジフルオロエタン | | トリクロロテトラフルオロプロパン |
| | ヘプタクロロフルオロプロパン | | ジクロロペンタフルオロプロパン |
| | ヘキサクロロジフルオロプロパン | | クロロヘキサフルオロプロパン |
| | ペンタクロロトリフルオロプロパン | | ペンタクロロフルオロプロパン |
| | テトラクロロテトラフルオロプロパン | | テトラクロロジフルオロプロパン |
| | トリクロロペンタフルオロプロパン | | トリクロロトリフルオロプロパン |
| | ジクロロヘキサフルオロプロパン | | ジクロロテトラフルオロプロパン |
| | クロロヘプタフルオロプロパン | | クロロペンタフルオロプロパン |
| | 四塩化炭素 | | テトラクロロフルオロプロパン |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | | トリクロロジフルオロプロパン |
| 代替フロン（HCFC） | ジクロロフルオロメタン | | ジクロロトリフルオロプロパン |
| | クロロジフルオロメタン | | クロロテトラフルオロプロパン |
| | クロロフルオロメタン | | トリクロロフルオロプロパン |
| | テトラクロロフルオロエタン | | ジクロロジフルオロプロパン |
| | トリクロロジフルオロエタン | | クロロトリフルオロプロパン |
| | ジクロロトリフルオロエタン | | ジクロロフルオロプロパン |
| | クロロテトラフルオロエタン | | クロロジフルオロプロパン |
| | トリクロロフルオロエタン | | クロロフルオロプロパン |
| | ジクロロジフルオロエタン | | |

以上

記 入 例8

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○○株式会社
役職　○○　　氏名○○　○○　印

証明書
発行者名

**＊発行者は、申込者または製造事業者の責任者**

# プラスチック製包装材料に関する証明書

包装に使用する以下のプラスチック材料には、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないことを証明します。

商品ブランド名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
型　　　　　式　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 包装材名 | 原料の製造事業者名 | ハロゲン系元素で構成されている樹脂及び有機ハロゲン化合物の添加有無 |
|---|---|---|
| | | □添加なし ／ □あり |
| | | □添加なし ／ □あり |
| | | □添加なし ／ □あり |
| | | □添加なし ／ □あり |
| | | □添加なし ／ □あり |
| | | □添加なし ／ □あり |
| | | □添加なし ／ □あり |
| | | □添加なし ／ □あり |
| | | □添加なし ／ □あり |
| | | □添加なし ／ □あり |

以上

記 入 例９

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○○株式会社　社印

証明書
発行者名

# 品質に関する証明書

ウオッチは日本工業規格 JIS B 7021 に適合すること証明します。

商品ブランド名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
型　　　　式 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 種類 | 用途 |
|---|---|
| □　１種 | 日常生活での汗や、洗顔のときの水滴、雨などに耐えられるもの。ただし、水圧変化が厳しい条件では、使用できない。 |
| □　２種 | 水泳などの水中での使用が可能なもの。 |

| 防水性能 | 試験方法 | 試験結果 |
|---|---|---|
| 加圧防水性 | 5.2(5)　□(a) | □曇り無し／□有り |
| | 5.2(5)　□(b) | □曇り無し／□有り<br>有りの場合<br>曇りが消える時間　（　　　秒） |
| 耐浸せき性 | 5.3 及び 5.2(5)　□(a) | □曇り無し／□有り |
| | 5.3 及び 5.2(5)　□(b) | □曇り無し／□有り<br>有りの場合<br>曇りが消える時間　（　　　秒） |
| 操作部防水性能試験（2 種のみ） | 5.4 及び 5.2(5)　□(a) | □曇り無し／□有り |
| | 5.4 及び 5.2(5)　□(b) | □曇り無し／□有り<br>有りの場合<br>曇りが消える時間　（　　　秒） |
| 防水性能の表示 | (1)製造業者名又はその記号<br>(2)種類又は種類を表す文字 | □表示有り／　□無し |

以上

記 入 例１０

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

〇〇株式会社　　社印

証明書
発行者名

# 製品の精度に関する証明書

製品の精度を以下に報告します。

商品ブランド名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
型　　　　　式 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 製品の精度 | 試験方法 | 精度の表示 |
|---|---|---|
| 水晶時計 | □JIS B7025 | 月差　±　　　秒 |
| 機械時計 | □JIS B7001 の 6 | 日差）±　　　秒 |

以上